

「R I が求める E クラブの将来像と現在の世界の E クラブの状況について」

質問者：RID2730 Rotary E-Club of 2730 Japan Curent
2014-2015 年度 会長 東 岳也（ひがしたけや）

こんにちは、2730 ジャパンカレントロータリー E クラブ会長をしております東と申します。本日は田中
パスト R I 会長に質問をさせていただき貴重な機会をいただき、まずはお礼を申し上げます。
さっそくですがご質問をさせていただきます。

私たちの E クラブは昨年 1 月から準備をはじめ、大迫パストガバナーをはじめ、多くの方のお力添えを
いただき、6 月 23 日に加盟承認をいただきました。

田中パスト R I 会長もご存じのとおり、E クラブに関しては 2001 年に試験的プロジェクトとして承認
がなされ、2010 年の規定審議会において、ロータリー E クラブを国際ロータリーの一部として認めるこ
とが決定されており、現在グアムを含む日本の地区には私たちのクラブを含め 11 の E クラブが存在し
ております。

しかし、この間にあった 2007 年の規定審議会において、日本から提案のあった 2 つの提案、E クラブ
を廃止する案、E クラブへのメーキャップを認めない案についてはそれぞれ反対多数で否決されてお
ります。

私たちが E クラブの準備を始めてから現在まで多くの方から励ましの言葉をいただき感謝するところ
ですが、中には厳しいご意見をいただくことも多々ございました。

決議 23-24 の第 2 条にありますとおり、ロータリークラブの役割として、①奉仕の理論を団体として学
び、②実践例を団体で示し、③奉仕活動の実践を個人で行い、④ロータリーの奉仕理念と実践を一般の
人に受け入れてもらうことは私たち E クラブにおいても実践することができると思っていますところ
であり、第 6 条後段には奉仕活動の原則は個人奉仕であり、クラブが行う活動はサンプルに過ぎないと書
かれております。

E クラブに関しては、例会を WEB 上で行う点、多くのクラブが 1 週間、24 時間例会に参加できる点を
除けば、トラディショナルクラブと何ら変わりなく奉仕プロジェクト、募金行事、親睦活動を行い、従
来のロータリークラブが有するすべての権利、特権、要件を要していることが、2013 年手続き要覧の最
初の章に記載されておりますとおり、会員は実際に集まり、それらの権利を実行することになっており
ます。

私たちのクラブにおいても、リアルな活動も重要として、昨年鹿児島県内でロータリーデーを行い、ポ
リオ撲滅について街頭で広報と募金活動を行い、年度末までには宮崎県内でもロータリーデーをもう一
回行う予定にしており、打合せを含め、リアルに会合、活動を行うという点においては会員が地区内の
鹿児島・宮崎だけでなく、他地区にも散らばっている点からすれば集まることは容易ではなく、クラブ
運営の難しさを感じているところであり、様々な方策を現在模索しているところでもあります。

そこで、質問ですが、「R I が求める E クラブに対しての将来像について」、また、「現在の世界の E ク
ラブの状況について」田中パスト R I 会長からご教示いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。